

○豊根村茸用種駒購入補助金交付要綱

平成30年5月1日

告示第18号

豊根村茸用種駒購入補助金交付要綱（平成25年豊根村告示第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊根村産のきのこのブランド化と生産促進を促すため、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、本村内に住所を有し、かつ居住している者であって、原木・舞茸ほだ木・種駒をいずれか又は合算で5,000円以上購入する者とする。

（補助対象及び補助金の額）

第3条 補助の対象は、生産者が種駒販売機関から購入した種駒とする。補助金の額は、原木・舞茸ほだ木の場合1本×100円とし、種駒の場合購入額の1/2とする。

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書兼請求書に購入費の領収書を添えて村長に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

豊根村長 殿

申請者
住所
氏名



茸用原木・種駒購入補助金交付申請書兼請求書

下記のとおり（原木・舞茸ほだ木・種駒）を購入したので、補助金の交付を申請
します。

記
1. 購入年月日 年 月 日
2. 購入費用額 円
3. 交付申請額 円

補助対象 ・原木や種駒の購入金額5,000円 以上（補助上限20万円） 補助内容 ・原木（舞茸）購入費 1本×100円 ・種駒購入費 1/2以内（100円未満切捨て）
--

口座名義人（カタカナ）	金融機関名	信金 農協 銀行	本店 支店 出張所
	普通 当座	No.	

別記様式（第4条関係）